

日本矯正歯科学会認定医  
矯正歯科基本研修における到達目標

A. 一般生物学と隣接医学の理解

- ・細胞生物学の基本的事項を説明できる。
- ・遺伝学の基本的事項を説明できる。
- ・頭蓋顎顔面のマクロ解剖を説明できる。
- ・頭蓋顎顔面の発生を概説できる。
- ・頭蓋顎顔面部の組織学的構造を説明できる。
- ・歯、歯周組織、顎骨、顎関節の組織学的構造を説明できる。
- ・骨代謝の基本的事項を説明できる。
- ・不正咬合に関連する隣接医学分野の疾患について説明できる。
- ・不正咬合と矯正治療の社会心理学的影響について説明できる。

B. 歯科矯正学の基礎領域の理解

- ・矯正歯科治療の目的と意義を説明できる。
- ・全身および頭蓋顎顔面、ならびに歯・歯列・咬合の正常な成長発育について矯正歯科治療と関連付けて説明できる。
- ・顎口腔機能の正常な発達と障害について矯正歯科治療と関連付けて説明できる。
- ・正常咬合について矯正歯科治療と関連付けて説明できる。
- ・不正咬合とその原因と発症機序、不正咬合を発症する疾患や先天異常、ならびに不正咬合の予防について説明できる。
- ・矯正力による歯の移動と生体の反応について説明できる。
- ・顎整形力に対する生体反応について概説できる。
- ・全身または局所的な要因を伴う患者の矯正歯の移動時の留意点について説明できる。
- ・矯正歯科治療に必要な材料の特性を説明し、選択して使用できる。

C. 診察・検査・診断および治療計画の理解と実践

- ・保護者および患者に医療面接ができる。
- ・臨床的診察ができる。
- ・検査の意義と検査資料の重要性を説明し、管理を実践できる。
- ・顔面写真と口腔内写真を撮影して評価できる。
- ・一般的なエックス線写真の評価ができる。
- ・セファロの分析と評価ができる。
- ・その他の画像検査の診断ができる。
- ・口腔模型の製作、および分析と評価ができる。
- ・診断に必要な基本的な顎口腔機能検査ができ、顎変形症患者の顎口腔機能について説明できる。
- ・矯正治療における抜歯の意義と必要性が説明でき、抜歯基準による判定ができる。
- ・検査結果から総合的な診断と治療計画の立案ができ、診断と治療計画を患者と保護者に説明して同意を得ることができる。

#### D. 治療の基本的事項の理解と実践

- ・矯正歯科治療の一般的な流れと開始時期について説明できる。
- ・治療メカニクスと固定について説明できる。
- ・基本的な矯正用器械や器具の使用と矯正技工手技を行うことができる。
- ・基本的な矯正装置の構造と作用機序および適応症、注意点について説明できる。
- ・基本的な矯正装置の作製、装着および治療中の管理と調節ができる。
- ・マルチブラケット装置の基本的な構造と治療ステップを説明できる。
- ・マルチブラケット装置の装着、調整、ならびに管理ができる。
- ・再発（後戻り）の原因、保定の概念について説明できる。
- ・保定装置の構造を理解し、作製と調節および使用上の注意と指導ができる。
- ・矯正歯科治療の途中経過および治療結果の評価を行い、患者と保護者に説明し、理解を得ることができる。
- ・症例報告に必要な資料を準備し、診断、治療経過、治療結果について考察を加えて説明できる。

#### E. 他の分野との連携の理解と実践

- ・隣接する関連診療科との協力の必要性を判断し、適切に依頼できる。
- ・唇顎口蓋裂およびその他の疾患に起因する不正咬合の矯正歯科治療について説明できる。
- ・顎変形症を伴う不正咬合の矯正歯科治療について説明できる。
- ・他科との連携が必要な各種不正咬合の矯正歯科治療について説明できる。

#### F. 臨床マネジメントと矯正歯科医としての倫理についての理解と実践

- ・清潔、不潔に配慮した矯正用器具の取り扱いができる。
- ・矯正治療に伴う負担とリスクについて説明できる。
- ・不正咬合者や矯正治療中の口腔内衛生管理と指導ができる。
- ・矯正治療中の偶発症と不快事項について説明し、適切な対応ができる。
- ・不正咬合の公衆衛生について説明できる。
- ・矯正歯科に関連する保険制度を説明でき、適切な診療実務を行うことができる。
- ・矯正歯科医としての医の倫理と義務と責任、および患者の権利と義務について説明でき、倫理性に基づいた医療を実践できる。
- ・研究に必要な倫理と日本矯正歯科学会の倫理規定について説明できる。

#### G. その他、必要事項の理解と実践

- ・歯科矯正学の歴史を概説できる。
- ・生涯学習の必要性を説明できる。
- ・日本矯正歯科学会の認定医制度について説明できる。
- ・研究の遂行および成果の発表ができる。
- ・統計学と実験計画法の基本的事項を説明し、応用することができる。

#### H. 治療経験

##### (1) 永久歯列期の矯正治療

抜歯症例、非抜歯症例を含むマルチブラケット症例で、マルチブラケット装着前の資料採得、症例分析、診断、治療計画の立案、マルチブラケットによる動的治療、保定の開始まで、すべてを指導者の下で主治医として自ら行う。

(2) 混合歯列期の矯正治療

混合歯列期における動的治療の症例で、動的治療開始前の資料採得、症例分析、診断、治療計画の立案、装置の作製、動的治療の遂行のすべてを指導者の下で主治医として自ら行う。

(3) 診断

指導者のもとで(1)(2)の症例以外の症例で、初診時資料採得、症例分析、診断、治療計画の立案を自ら行う。

(4) 装置の作製、装着

歯の移動のための矯正装置、顎外固定装置、床矯正装置、側方拡大装置、機能的矯正装置、保定装置を含む装置の装着を(1)(2)以外の症例で自ら経験する。

(5) 治療の経験

指導者のもとで資料の採得、動的矯正治療の処置、保定観察、保定装置の調整等のいずれかの処置を(1)(2)以外の症例で自ら経験する。

日本矯正歯科学会認定医  
「矯正歯科臨床研修」における到達目標

B. 歯科矯正学の基礎領域の理解

- ・矯正歯科治療に必要な材料の特性を説明し、選択して使用できる。

C. 診察・検査・診断および治療計画の理解と実践

- ・検査結果から総合的な診断と治療計画の立案ができ、診断と治療計画を患者と保護者に説明して同意を得ることができる。

D. 治療の基本的事項の理解と実践

- ・基本的な矯正用器械や器具の使用と矯正技工手技を行うことができる。
- ・基本的な矯正装置の作製、装着および治療中の管理と調節ができる。
- ・マルチブラケット装置の装着、調整、ならびに管理ができる。
- ・保定装置の構造を理解し、作製と調節および使用上の注意と指導ができる。
- ・矯正歯科治療の途中経過および治療結果の評価を行い、患者と保護者に説明できる。
- ・症例報告に必要な資料を準備し、診断、治療経過、治療結果について考察を加えて説明できる。

E. 他の分野との連携の理解と実践

- ・隣接する関連診療科との協力の必要性を判断し、適切に依頼できる。
- ・顎変形症を伴う不正咬合の矯正歯科治療について説明できる。

F. 臨床マネジメントと矯正歯科医としての倫理についての理解と実践

- ・清潔、不潔に配慮した矯正用器具の取り扱いができる。
- ・不正咬合者や矯正治療中の口腔内衛生管理と指導ができる。
- ・矯正治療中の偶発症と不快事項について説明し、適切な対応ができる。
- ・不正咬合の公衆衛生について説明できる。
- ・矯正歯科に関連する保険制度を説明でき、適切な診療実務を行うことができる。
- ・矯正歯科医としての医の倫理と義務と責任、および患者の権利と義務について説明でき、倫理性に基づいた医療を実践できる。

G. その他、必要事項の理解と実践

- ・生涯学習の必要性を説明できる。
- ・日本矯正歯科学会の認定医制度について説明できる。

H. 治療経験

(1) 永久歯列期の矯正治療(10 症例以上)

抜歯症例、非抜歯症例を含むマルチブラケット症例で、マルチブラケット装着前の資料採得、症例分析、診断、治療計画の立案、マルチブラケットによる動的治療、保定の開始まで、すべてを指導者の下で主治医として自ら行う。

(2) 混合歯列期の矯正治療(3-5 症例以上)

混合歯列期における動的治療の症例で、動的治療開始前の資料採得、症例分析、診断、治療計画の立案、装置の作製、動的治療の遂行のすべてを指導者の下で主治医として自ら行う。

(3) 診断(10 症例以上)

指導者のもとで(1)(2)の症例以外の症例で、初診時資料採得、症例分析、診断、治療計画の

立案を自ら行う。

(4) 装置の作製, 装着 (15 装置以上)

歯の移動のための矯正装置、顎外固定装置、床矯正装置、側方拡大装置、機能的矯正装置、保定装置を含む装置の装着を (1) (2) 以外の症例で自ら経験する。

(5) 治療の経験 (110 症例以上)

指導者のもとで資料の採得、動的矯正治療の処置、保定観察、保定装置の調整等のいずれかの処置を (1) (2) 以外の症例で自ら経験する。